

令和8年度 部活動 活動方針



取手市立戸頭中学校

1 基本的姿勢

部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、充実を図る上でも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づいて、計画的に実施するものである。

2 目標

心、技、体の調和がとれた人格の形成。

心……礼儀と節度のある態度、及び忍耐力を育て、克己心を高める。

技……基礎的技能の習得と専門性を高める。

体……基礎体力の向上を目指す。

3 活動規定

(1) 監督者の設置

・顧問等監督者不在の中、部員が活動を行うことは認めない。活動は必ず顧問等の監督の下に行うものとする。

(2) 活動時間

・活動は平日のみとなる。休日と祝日は部活動を行うことができない(休日と祝日に行われる※オープン大会等への参加もできない)。

※オープン大会……中体連主催の大会(総体と新人戦)を除く全ての大会を指す。

・平日の活動時間(準備、片付け、移動時間は含まない)は2時間までとする。また、完全下校時刻を超過した活動は認めない。

・完全下校時刻については、下図の表に示したとおりとする。

【完全下校時刻について】

期間	下校時刻
4月～8月	18:00(夏季休業期間中は16:00)
9月	17:30
10月	17:00
11月～1月	16:30
2月	17:00
3月	17:15

・長期休業期間中の活動時間においても、平日は2時間までとする。

(3) その他

・朝練習は、禁止とする。

・三者面談期間中の部活動は可とする。ただし、校内巡視計画のもとに行われるものとし、部活動指導を理由に顧問等監督者が三者面談を欠席することは認めない。

(4) 休養日の設定について

・週始めの平日は休養日とする。ただし、長期休業期間中においてはこの限りではない。

※ただし、総合体育大会と新人体育大会前については、学校長の許可を得て行うことができる。その際は別の日に休養日を設定することとする。

・テスト前の部活動停止期間は、以下の通りとする。

○学力診断のためのテスト、実力テスト………当該テストの前日から

○定期テスト……………当該テストの3日前から

※ただし、これらの期間が大会等と重なる場合は、学校長と相談し、該当部活の保護者の承諾を得た場合のみ、活動することができ。

- ・長期休業期間には1週間以上の連続した休養日(オフシーズン)を設定する。
- ・長期休業期間中も、平日に1日以上休養日を設定するものとする。
- ・長期休業期間中の週始めの平日については活動できるものとする。
- ・学校閉庁日は部活動の活動はなしとする。

4 入部・退部について

【入部】

- ・入部するときは、事前に保護者と十分に相談し、「部活動加入届」を学年担任を通じて顧問に提出し、正式入部となる。
- ・新入生は、見学および仮入部期間を経て、「部活動加入届」を提出後、正式入部とする。

【退部】

- ・何らかの理由により退部する場合には、まずは「部活動加入届」の「退部」の欄に○をつけ、理由を記入し、学年担任を通じて顧問に提出する。決定に関しては、理由が妥当であり、該当生徒の保護者、担任、顧問と十分に相談の上、決定するものとする。

5 練習規定

- ・自主的に練習に参加し、怪我等で活動できない場合でも、見学などをして、積極的に練習に参加すること。どうしても欠席しなければならない場合には、必ず保護者から担任及び顧問に連絡してもらい、保護者・顧問が周知の上で休ませること。
- ・放課後は素早く部活動に行くこと。また、活動中は、カバンなどの個人の荷物は練習場所に持って行き、教室には置かないこと。
- ・部活動に所属している生徒で、放課後は練習に参加(見学も含む)すれば、ジャージで下校してもよい。
- ・私服での登校は、いかなる場合においても認めない。また、自転車での登校も、学校から事前に許可を受けている生徒以外は認めない。
- ・冬季は、部活動で共同購入したウィンドブレーカー等を着用して登下校してもよい。ただし、日中の学校生活内での着用は、いかなる場合も認めない。
- ・登下校中は交通ルールを守り、交通安全に心がけること。寄り道、買い食い、いたずらなどの行為はしない。

6 心得

- ①素晴らしいプレイヤーの前に、素晴らしい中学生であってほしい。生活のルールを破るようなことがあった場合は、部活動を行う資格がないと判断し、活動を停止する場合もある。
- ②一時停止あいさつを、全員ができるようにすること。
- ③上級生は、下級生のお手本となり、よきアドバイスができるように心がけること。
- ④練習後は、用具の整理・整頓に心がけ、使用場所、部室の美化に心がけること。
- ⑤荷物、着替え等も整然と整理しよう。強くなるきっかけは、普段の生活にある。

7 その他

- ・この活動方針は、この活動方針は、スポーツ庁及び茨城県の活動方針のガイドラインをもとに作成された取手市の活動方針を受けて作成しています。今後、スポーツ庁や茨城県の活動方針が改定され、それに準じて取手市の活動方針が改定された場合は、本校の活動方針も年間の途中にかかわらず、変更となる場合があります。

附則

- ・この規程は、2025年4月8日より施行する。
- ・この規程は、2026年4月8日より施行する。